

大分県報

平成二十八年
号外（八七）
六月二十二日

（水曜日）

目次

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる公営施設を指定した旨の報告……………一

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、個人演説会等を開催することができる公営施設として、次の施設を指定した旨杵築市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

施設の名称	所在地	施設の管理者	施設		指定年月日
			面積	収容可能人員	
杵築市営東山香体育館	杵築市山香町大字広瀬五二番地	杵築市長	四四八平方メートル	三〇〇人	平二八・六・二
杵築市営向野体育館	杵築市山香町大字向野一六二四番地	杵築市長	四六一平方メートル	三〇〇人	平二八・六・二
杵築市営山浦体育館	杵築市山香町大字山浦二五〇八番地	杵築市長	四四七平方メートル	三〇〇人	平二八・六・二

平成二十八年六月二十二日

大分県報号外（選管委告示）